スポーツ施設のストック適正化ガイドライン

平成 30 年 3 月 スポーツ庁

(平成31年4月一部改訂)

一目次一

1. はじめ	[C	1
	・ ポーツ施設の現状	
1.1.1.	我が国のスポーツ施設の整備状況	2
1.1.2.	スポーツ施設の老朽化と地方財政の状況	6
1.2. ス	ポーツ施設のストック適正化の必要性	7
1.2.1.	適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性	7
1.2.2.	スポーツ施設の安全確保	7
1.3. ス	ポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方	9
1.4. 本	ガイドラインの位置づけ	14
1.5. 本	ガイドラインの構成	14
1.6. 本	ガイドラインの対象施設	15
2. 計画策	定の手順	16
3. 計画策	定作業の内容	17
3.1. ス	ポーツ施設のストック適正化計画の概要	
3.1.1.	背景・目的	
3.1.2.	計画の位置づけ	
3.1.3.	対象施設の設定	
3.1.4.	計画期間	_
	本情報の把握	
3.3. 施	設の現況評価	
3.3.1.	20 DE CONTRACTOR DE LA	
,	1) 安全性・機能性に関する基礎情報	
,	2) 経済性に関する基礎情報	
(3) 耐震性に関する基礎情報	
3.3.2.	WEIGHT STATE OF THE STATE OF TH	
,	1) 施設の方向性の検討	
,	2) 施設の整備手法の検討	
,	3) 評価結果の取りまとめ	
3.4. ス	ポーツ施設の環境評価	
3.4.1.		
3.4.2.		
3.4.3.		
	別施設計画の検討	
3.5.1.	スポーツ施設としての機能保持	
3.5.2.	総量コントロール	
3.5.3.	施設不足の解消	
3.5.4.	個別施設計画の取りまとめ	
	画の実施方法	
3.6.1.	フォローアップの実施方針	
3.6.2.	推進・取組体制	
3.6.3.	情報の見える化	
3.6.4.	施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進	
■参考資料	料:ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性	

1. はじめに

スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)は、その前文において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。 スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と定めている。

また、同法第 12 条では、スポーツ施設の整備について、「<u>国及び地方公共団体は</u>、<u>国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする</u>とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、<u>スポーツ施設(スポーツの設備を含む。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善</u>、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を<u>講ずるよう努めなければならない。</u>」「スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

しかしながら、我が国のスポーツ施設は、施設の老朽化と財政状況の悪化の中で、安全な施設の提供が困難になることが想定される。また、少子高齢社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設の量や質が変化していくことが想定される。地方公共団体が、スポーツ基本法に定められた理念を実現するためには、これらのスポーツ施設に関する課題に計画的に対応していく必要がある。

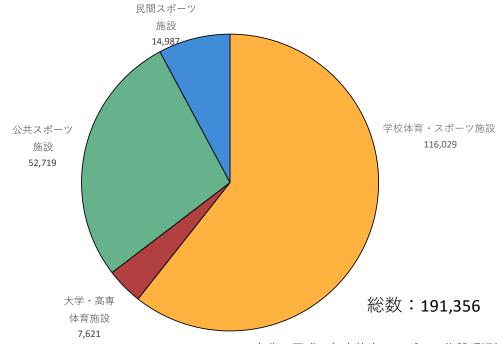
本ガイドラインは、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、もって国 民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理するもので ある。

1.1. スポーツ施設の現状

1.1.1. 我が国のスポーツ施設の整備状況

平成 27 年体育・スポーツ施設現況調査において、我が国の体育・スポーツ施設は約 19万施設あり、このうち 6 割が学校体育・スポーツ施設、3 割が公共スポーツ施設となっている。(図 1-1)

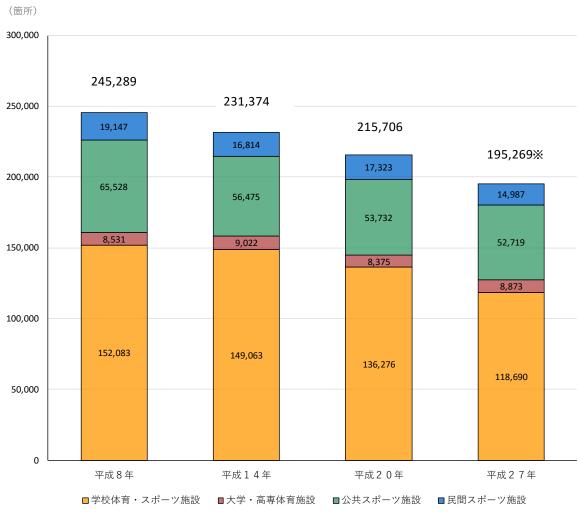
※体育・スポーツ施設現況調査における施設数とは、施設種別ごとの数であり、例えば 1つの建物に体育館とプールがある場合には、2施設となる。



出典:平成27年度体育・スポーツ施設現況調査

図 1-1 我が国の体育・スポーツ施設

また、平成8年度以降の施設数の推移を見ると、継続して減少傾向にあるが、平成20年調査から平成27年調査までの期間に減少した施設のうち、小中高等学校等における学校体育・スポーツ施設の減少が約83%、公共スポーツ施設の減少が5%となっており、体育・スポーツ施設の減少は主に小中高等学校等において発生しているものと考えられる。(図1-2)



出典:体育・スポーツ施設現況調査

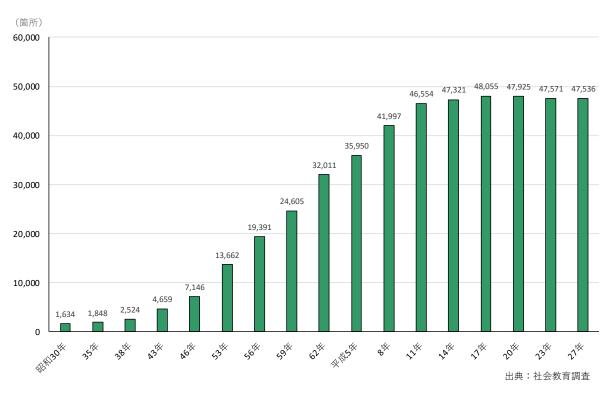
※平成27年については前回調査との比較のため、回収率を踏まえ、小学校、中学校、大学(短期大学)・高等専門学校体育・スポーツ施設の総数に対して、以下のように補正を行った。

小学校、中学校については住民基本台帳に基づく人口(平成27年1月1日)により、全国の人口(128,226,483人)に対する回答のあった市区町村の人口合計(124,353,785人)の割合(97.0%)を用いて100/97を乗じた。

また、大学 (短期大学) ・高等専門学校体育施設は、前回平成 2 0 年度の回収率 (86.3%) を基準として、86.3/74.2を乗じた。

図 1-2 体育・スポーツ施設数の推移

図 1-1, 図 1-2 において、公共スポーツ施設とは、教育委員会又はスポーツ部局が所管する施設である社会体育施設(条例上、体育やスポーツを設置目的として設置される文教施設)と、社会教育施設に附帯するスポーツ施設(公民館や青少年教育施設等、条例上、体育やスポーツを設置目的としていない文教施設に附帯して設置されている体育館やグラウンド等)の合計である。社会体育施設のみの施設数は平成 11 年以降ほぼ横ばいであり(図 1-3)、公共スポーツ施設の減少は、主に社会教育施設に附帯するスポーツ施設の減少である。



※ゲートボール・クロッケー場は、調査開始の昭和62年度調査から平成8年度調査まで集計方法が異なっているため、この図においては平成11年から集計対象としている。

図 1-3 社会体育施設数の推移

地方公共団体が設置するスポーツ施設には、これらのほかに、都市公園法第 2 条第 2 項第 5 号に規定される都市公園内の運動施設や、港湾、農業、福利厚生等の施設として設置されている施設が想定される。

このうち、都市公園内の運動施設については、都市公園データベース(国土交通省都市局公園緑地・景観課)において設置数が調査されており、継続して増加傾向にある(図1-4)。

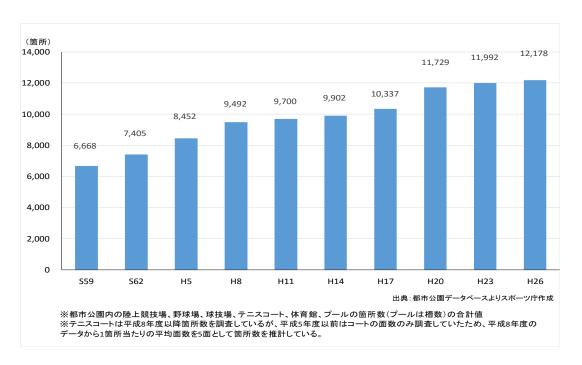
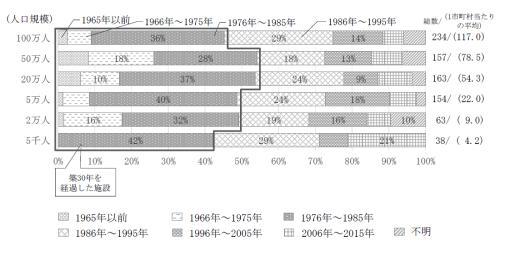


図 1-4 都市公園の運動施設数の推移

なお、体育・スポーツ施設現況調査では、こういった教育委員会又はスポーツ部局が所管する施設以外の施設まで網羅的な調査はできていない。地方公共団体が設置しているスポーツ施設は体育・スポーツ施設現況調査の結果よりも多い。

1.1.2. スポーツ施設の老朽化と地方財政の状況

我が国の公共スポーツ施設は、高度経済成長期に建設が進んだため、今後、老朽化が進むことが想定される。平成 27 年にスポーツ庁が全国 30 市町村を対象に行ったサンプリング調査では、築 30 年を経た施設が 5 割程度となっている。(図 1-5)



出典: 「スポーツ施設に関する調査研究」報告書(平成 28 年 3 月)

図 1-5 学校体育施設以外のスポーツ施設の設置年度別構成

施設の老朽化が進む一方,地方財政における体育施設費等はピークであった平成7年の6割程度となっている。(図 1-6)

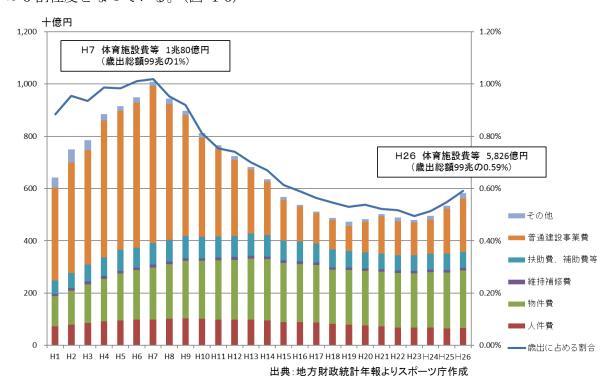


図 1-6 地方財政における体育施設費等の推移

1.2. スポーツ施設のストック適正化の必要性

1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の必要性

これまで、公共スポーツ施設の整備は、大規模な大会や競技団体からの要望等を契機として、その都度対応を行ってきたことも多く、必ずしも計画的に行われてきたわけではない。その際には、施設の整備目的が明確になっていなかったり、整備後の維持管理経費や運営経費、利用料金収入を事前に想定していなかったりする状態のまま建設が行われ、十分に活用されずに老朽化に伴って維持管理費が増加していくようなケースも多い。

現在も、各地で公共スポーツ施設の整備が行われているが、例えば、既存施設の老朽化・耐震化対策が行われているか、小規模な施設を地域に複数整備するのか、大規模な施設を1つ整備するのかの比較検証がなされているか、近隣市区町村と施設の共有化を図れないか、当該施設を今後数十年にわたり維持管理できる見通しがあるのかなど、十分な検証と計画に基づいた整備が行われていない場合も少なくない。

図 1-3 のとおり、我が国の社会体育施設は、平成 11 年頃まで増加した後、横ばいであり、また、小中学校には社会体育施設の倍以上の体育・スポーツ施設が潜在的に存在している。このように地域には一定数のスポーツ施設があるにも関わらず、一般利用の予約ができない、大会の開催場所が確保できないなど、スポーツ施設が足りないとの声は大きい。新規整備に取り組む前に、既存施設が本当に最大限活用できているか、十分な質のサービスを提供できているかなどを検証し、既存施設の運用改善を図るとともに、利用者の仲間づくりの促進、学校開放等を継続的に図ることが必要であり、安全なスポーツ環境を持続的に提供するために、地方公共団体ごとに、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画を策定する必要がある。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少に伴い施設数が減少することも想定される。そのような状況下において、どういったスポーツ環境をどのように地域に適切に提供していくのか、早期に検討を進めることが必要である。

1.2.2. スポーツ施設の安全確保

スポーツを行う目的は、競技力の向上から健康増進まで様々であるが、あらゆるスポーツの実施者にとって、スポーツ施設は日常生活より激しい身体活動を行う場である。また、すべてのスポーツの実施者は、ケガや故障をできるだけ避けたいと考える。スポーツによるケガや故障には様々な原因が考えられるが、スポーツ施設の管理不足による事故(施設に起因する事故)については発生しないように施設の管理を行うべきである。スポーツ施設の管理者は、施設に起因する事故について日頃より十分な情報収集を行うとともに、そのような事故が発生しないよう施設を健全な状況に維持し、危険が予見される場合には使用の一時中止を行うなど適切な対応が必要となる。このために、職員や指定管理者等に対し、体育施設管理士等の施設管理に関する資格取得を

進めることも重要である。

スポーツ施設の老朽化によって、一般に事故の発生リスクは高まると考えられる。過去に発生した事故において、行政職員個人の業務上の過失が認められた判決もあるように、指定管理者制度の採用や業務委託を行っていたとしても、施設の所有者である地方公共団体が施設の安全確保に努めなければならない。

スポーツ施設に起因する事故の中で、特に重大な事故につながりうるものとしてプールの排水設備等に起因するものや体育館のフローリングの劣化等によるものがある。プールについては文部科学省・国土交通省が策定しているプールの安全標準指針、体育館のフローリングについては消費者安全調査委員会の事故等原因調査報告書(平成29年5月29日)等を踏まえ、施設の管理を行うことが必要である。

- ・プールの安全標準指針(平成 19 年 3 月文部科学省・国土交通省) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/__icsFiles/afieldfile/2011/05/26/13 06538_01_1.pdf
- ・消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 体育館の床板の剝離による負傷事故(平成 29 年 5 月 29 日消費者安全調査委員会)

 $http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_1712\\ 28_0001.pdf$

1.3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方

スポーツ施設は以下のような特徴があり、ストック適正化の検討に当たってはこれらの 特徴を踏まえたうえで検討する必要がある。

① 様々な施設種別がある

スポーツは多種多様であり、スポーツ施設の種別も多様である。また、体育館のように複数種目が実施できる施設もあれば、実施できる種目が限られる施設もあり、スポーツ施設を必要としないスポーツも多い。さらに、地域によって盛んなスポーツが異なることも踏まえると、必要なスポーツ施設は地域に応じて異なる。このため、必要なスポーツ施設を例えば人口当たりの施設数等で全国一律に定めることは難しく、地域の実情に応じて決定していく必要がある。

② 目的に応じて最適な施設の規模や仕様が異なる

一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、大会に則し同時に複数の競技者や試合が行えるような規模・仕様が求められるため、地域住民が日頃の運動のために利用するには過剰な施設となっている可能性がある。このような施設は整備費、維持管理費ともに高くなる傾向にあり、それらに見合う利用が行われているかどうか検証し、近隣地方公共団体との共有化を図るなど、整備・保有することについて慎重に検討すべきである。スポーツ実施率向上や生涯スポーツの観点からは、地区ごとに小規模なスポーツ施設があることが望ましい場合も考えられる。このような検討を行い、地域住民全体にとって、最適な投資が行われるようストック適正化が進められることが望ましい。

特に、過去の大規模な競技大会開催を契機として整備された数千席の観客席を有するような施設が、その後十分に活用されないまま老朽化し、維持管理の予算を圧迫しているような場合には、ストック適正化の検討において対応を検討すべきである。例えば、今後の観客席の稼働状況の見込みや運営維持管理・更新に要するコスト、周辺施設での受入れ可能性等を踏まえ、競技や運動に必要な機能を残し、観客席を最小限にすることも考えられる。

スポーツ庁では平成30年12月に「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック<第2版>」を策定し、定期的に数千人、数万人の人々を集めるスポーツを「観る」ことを主な目的とした施設については、収益性の確保並びに建設コスト及び運営維持管理コストの最適化により、サステナブルな施設とするための基本的な考え方や具体的な検討事項等を示している。数千席の観客席を有するような施設のうち、こうしたスタジアム・アリーナに転換できるものについては、指針を踏まえた運用の変更等を行うことも考えられる。

・スタジアム・アリーナ改革ガイドブック (平成 30 年 12 月スポーツ庁・経済産業省) http://www.mext.go.jp/sports/b menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

③ 利用料金の見直しも含めて検討することができる

現在,スポーツ施設の多くは利用料金が設定されているが,スポーツ施設をより長期間,安全に利用できる状況を維持するためであれば,利用料金について柔軟な検討, 運用を行う必要がある。

ただし、施設の利用料金見直しに当たっては、施設の運営維持管理・更新コストについて十分な情報公開を行う必要がある。例えば、ストック適正化の検討において、今後の施設ごとの運営維持管理経費や更新費用を算出し、それら費用の上昇分をいつ、どのくらい利用料金で回収する必要があるのかの長期見通しや、利用料金の変更によってどの程度施設の使用可能期間を長くできるのかなど、十分な情報公開を行いながら、利用者に対する合意形成を図っていく必要がある。

④ 防災施設として位置づけられている

スポーツ庁の調査では、社会体育施設である体育館のうち、7割が地域防災計画等において災害時の避難施設に位置付けられている。このように、スポーツ施設の多くは避難所、避難場所、防災拠点等として、災害時に使用することとなっており、備蓄や貯水等の機能を有している場合がある。また、「「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」では、総合体育館のような大空間を有する施設が学校の早期再開に資する可能性があることも踏まえ、構造体の耐震化や吊り天井の落下防止対策を推進することが必要であることについても触れられている。

このような施設は、施設の老朽化や利用状況といったスポーツの観点とは別に、防 災部局と連携し、防災上の位置づけを踏まえた検討が必要である。この際、耐震化を 進めることはもとより、更衣室やトイレ等の機能面でも、災害時の対応が可能となる ような強化を進めることが望ましい。

・「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(平成 28 年 7 月熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

⑤ 周辺地方公共団体や民間との連携が想定しやすい

広域連携により周辺地方公共団体や都道府県とそれぞれが保有するスポーツ施設の役割分担を行ったり、既存の民間施設の利用を促進したりすることにより、地方公共団体が自ら多様なスポーツ施設を保有する必要がない可能性がある。

特に、大会等を開催するための施設については、大会の広域開催等を図りつつ、施設保有の役割分担を図ることが必要である。この際、都道府県において、保有するスポーツ施設に関する市区町村間の情報共有の場を設けるなどの取組も想定される。

⑥ 学校内に多くのストックが存在している

前述のとおり、スポーツ施設のうち 6 割が小中高等学校等に潜在的に存在してい

る。スポーツ基本法第 13 条では、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されており、ストック適正化の検討に当たっては、既存ストックである学校体育施設の活用を同時に検討すべきである。特に、地域住民が日頃の運動のために利用する施設については、学校施設の開放による対応を積極的に図っていくことが望ましい。

なお、関連する規定として、学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 26 号)第 137 条「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」、社会教育法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)第 44 条「学校(国立学校又は公立学校をいう。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」がある。スポーツ庁では第 2 期スポーツ基本計画において学校体育施設について開放事業の運用の在り方に関する手引きの策定を行うこととしている。

⑦ 所管が複雑である

1.1.1 において述べたとおり、地方公共団体が所管する主なスポーツ施設には、社会体育施設、社会教育施設に附帯するスポーツ施設、都市公園内の運動施設があり、さらに、学校、港湾、農業、福利厚生等の関係部局の所管施設も想定される。なお、都市公園内に社会体育施設が立地している場合もある。

また、スポーツ施設以外にも公民館や集会所等がスポーツの場として利用されている。身近にスポーツに親しむことのできる環境の整備を検討するにあたっては、こういった所管や目的を越えて連携を図り、検討する必要がある。ウォーキングやランニング、サイクリング等のスポーツ施設以外の場で実施されるスポーツに取り組みやすい環境の整備についても検討が進められることが望ましい。

既に長寿命化計画等の検討が進められている施設については,当該計画との整合を 図らなければならないことに留意する必要がある。

⑧ PPP/PFI により民間ノウハウの活用が見込まれる

社会教育調査によれば、社会体育施設の 4 割で指定管理者による管理が行われている。しかし、業務内容や契約内容等が制限されていることや、民間の経費削減や収益確保の努力が翌年度の予算削減につながること等、サービス水準の確保という本来の目的を果たすための指定管理者の管理運営能力が十分に発揮されていないなどの指摘もある。総務省が、平成 22 年に「指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられている。」「公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサー

ビスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なる。」(「指定管理者制度の運用について」(総行経第38号平成22年12月28日総務省自治行政局長))との見解を示しているように、指定管理者制度はサービスの向上を図るよう活用することが望ましい。

スポーツ施設については、既に民間事業者によるビジネスが成立していることも踏まえ、民間ノウハウを更に活用できるよう施設運用等における自由度を認めることにより、利用者に対するサービスの向上と財政負担の軽減を図ることが可能である。このため、ストック適正化の検討に当たっては、より運用の自由度の高い指定管理者制度やコンセッション方式等のPFIの導入等により、利用者に対するサービスの向上やコスト削減の可能性を検討すべきである。また、新規整備や改築の際には、施設の設計段階において、民間事業者へのヒアリング等により、どういったプログラムを提供するのか、そのために使いやすい施設とはどのような設計とすべきなのか、十分に検討しておく必要がある。

なお、公共施設において民間事業者が収益をあげられる場合は、官と民で適切に役割・責任とリスクを分担しながら適切にプロフィットシェアリングをする観点が重要である。このため、PPP/PFIを通じた民間ノウハウの活用によりサービスを向上して利用者を増やし、その収益を適切にプロフィットシェアリングすることで財政負担を軽減していくことが望ましい。

⑨ 大規模スポーツ施設を地域の資産として大会後に有効活用するべきである

国民体育大会,全国障害者スポーツ大会など,大規模な競技大会の開催は,地域におけるスポーツへの関心を高め,スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会となるものであると同時に,各地域の主要なスポーツ施設が整備される契機となることも多い。このような大規模な競技大会を契機に整備される施設は,当該競技大会のレベルに合わせた規模・仕様等が要求されるため,維持管理段階まで含めた財政負担が大きい一方,大会後に同様の競技レベルの大会等で継続的な利用を確保することは必ずしも容易ではなく,大会後の利活用が課題となる場合がある。なお,大会時には一部を仮設整備にて対応する等の弾力的な運用により,大会後の利活用をしやすくしたり,費用を削減する等の取組も見られる。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体においては、今後、大規模な競技大会の会場としてスポーツ施設の整備を計画する場合、大会のみならず大会後の利活用も考慮し、地域の持続的成長に資する施設が効率的・効果的に整備されるよう、その要否も含め十分な検討をすべきである。また、過去に大規模な競技大会を契機として整備された施設の改修、運用改善等の機会においても、施設が地域のために十分活用されるよう検討することが望ましい。

その際,本ガイドラインの参考資料である「ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性」に示した,大会後の有効活用のポイントや,地域の資産となる施設を実現するための検討フローを参考にするとともに,検討結果を個別施設計画

等に反映する必要がある。

また、上述のとおり、スポーツ庁では平成 30 年 12 月に「スタジアム・アリーナ 改革ガイドブック<第 2 版>」を策定し、定期的に数千人、数万人の人々を集めるスポーツを「観る」ことを主な目的とした施設については、収益性の確保並びに建設コスト及び運営維持管理コストの最適化により、サステナブルな施設とするための基本的な考え方や具体的な検討事項等を示している。数千席の観客席を有するような施設のうち、こうしたスタジアム・アリーナに転換できるものについては、指針を踏まえた運用の変更等を行うことも考えられる。

・スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(平成 30 年 12 月スポーツ庁・経済産業省) http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

1.4. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、インフラ長寿命化の取組である個別のスポーツ施設の安全性・持続性を確保していくための個別施設計画の策定を契機として、地域のスポーツ環境の持続的な提供を計画的に図っていくための総合的な検討を進め、ストック適正化計画を策定するものである。本ガイドラインに基づく検討結果の全体がストック適正化計画であり、この中で個別の施設をいつまでにどうするのかを決定する部分が個別施設計画となる。

本ガイドラインは,主に市区町村を対象として策定しているが,都道府県も計画策定に 取り組んでいただきたい。

本ガイドラインは、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に基づき文部科学省が作成した「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」において、メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備のために「点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引」を充実させることとされていることを踏まえ、文部科学省が所管している公立社会教育施設のうち社会体育施設に関し、個別施設計画の策定のための指針・手引として策定するものである。

また、「「経済財政運営と改革の基本方針 2016~600 兆円経済への道筋~」(骨太方針)」 (平成 28年6月2日閣議決定)において、「地方公共団体において本年度中に「公共施設 等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集 約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、 都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的な ガイドラインを策定する」とされたことを受け、このガイドラインとして策定している。 なお、本ガイドラインは、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づく技術的助 言である。

・インフラ長寿命化基本計画

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra roukyuuka/pdf/houbun.pdf

- ・ 文部科学省インフラ長寿命化計画 (行動計画)
 - http://202.232.190.211/a menu/shisetu/infra/index.htm
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016~600 兆円経済への道筋~」(骨太方針) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html

1.5. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、1次評価と2次評価から構成されている。1次評価は、既存のスポーツ施設の性能を個別に把握し評価を行う。2次評価では、地域のスポーツ環境について方針を立て、それに基づいて1次評価の見直しや代替施設の活用等、総合的なスポーツ環境の確保方針を策定する。

1.6. 本ガイドラインの対象施設

本ガイドラインの対象となる施設は、1次評価では社会体育施設を対象としている。一方、2次評価においては、住民に対する持続可能なスポーツの場の提供を目指すことから、学校開放やスポーツ部局以外の所管・近隣地方公共団体所管・民間等の施設も含んだ検討を行う必要がある。すなわち、個別施設計画の対象は社会体育施設であり、ストック適正化計画の対象は地域のスポーツ施設全体となる。これは、個別施設計画はスポーツ部局の将来の財政負担を前提とした検討が必要であるのに対し、ストック適正化はスポーツ部局の所管に関わらず、様々な連携によって図っていく必要があるためである。

2. 計画策定の手順

スポーツ施設のストック適正化計画の策定フローを図 2-1 に示す。

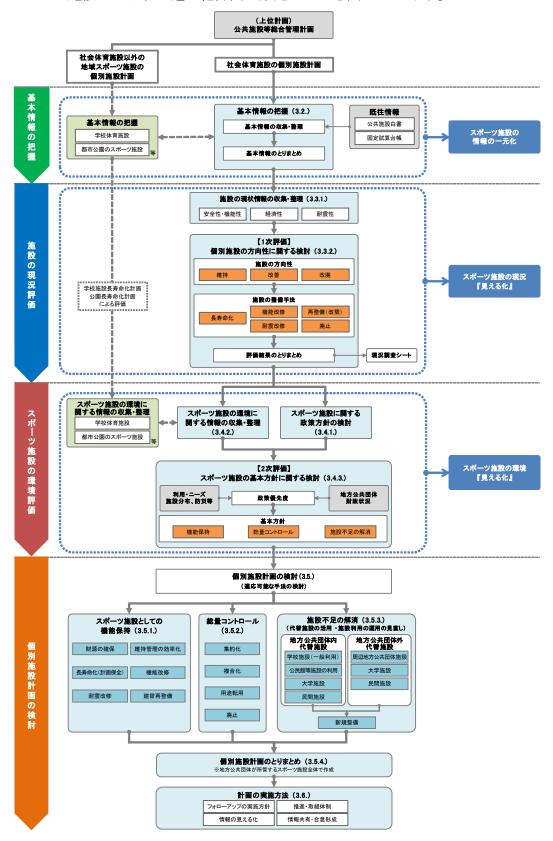


図 2-1 スポーツ施設のストック適正化計画の策定フロー

3. 計画策定作業の内容

3.1. スポーツ施設のストック適正化計画の概要

3.1.1. 背景 • 目的

地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の策定に当たっての背景及び目的を記載する。

解説)

- ・ スポーツ基本法,スポーツ基本計画,地方公共団体が定める地方スポーツ推進計画等に基づき,スポーツ振興の基本的な考え方とその実現に向けてスポーツ施設をとりまく環境の現状と課題等を整理し、本計画の策定の背景及び目的を記載する。
- ・ 背景・目的を記載するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の方針等を踏まえ つつ、次に示す項目を記載することが考えられる。
 - -地方公共団体のスポーツ振興の基本的な考え方や担うべき役割・責務
 - -地域におけるスポーツの実施状況
 - -スポーツ施設の環境の現状(施設整備や老朽化の状況等)
 - -社会経済情勢の見通し(人口構成, 財政等)

3.1.2. 計画の位置づけ

地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の位置づけを記載する。

解説)

・ 「1.4 本ガイドラインの位置づけ」に示す各計画や、地方公共団体で策定している 総合計画、公共施設等総合管理計画、地域防災計画との整合を図るとともに教育、 福祉、都市計画、都市公園等の関連する計画等との関係を整理し、本計画の位置づ けを示す。

3.1.3. 対象施設の設定

スポーツ施設のストック適正化計画の対象施設を記載する。

解説)

- ・ スポーツ施設のストック適正化計画の対象施設として、管内や周辺のスポーツ施設 やスポーツのために利用できる施設について、学校開放やスポーツ部局以外の所管・ 近隣地方公共団体所管・民間等の施設も含め、できる限り幅広く把握し記載する。
- ・ 個別施設計画の対象施設として、地方公共団体の所管する社会体育施設を記載する。
- ・ 都市公園の運動施設に長寿命化計画が立案されているなど、別途、関連する個別施設計画が策定されている場合は、その計画と調和したものとする。
- ・ 建物を持たない屋外スポーツ施設については、関連計画において対象とされず更新 費用の把握がされていない場合があるため、スポーツ施設のストック適正化計画に おいて新たに追加する。

3.1.4. 計画期間

スポーツ施設のストック適正化計画の計画期間を記載する。

解説)

- ・ 本計画は、施設の維持だけでなく、改善や廃止等も含んだ内容となるため、中長期的な方針を打ち出すことが必要となる。施設の運営維持管理・更新等ストック適正化を実現していくためには一定の期間を要することから、計画期間は10年以上で設定することとする。
- ・ また、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズ等の変化、事業の 進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。
- ・ インフラ長寿命化基本計画 (平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)のロードマップに基づき,本計画の策定は 2020 年度までのできるだけ早期に策定することとする。

3.2. 基本情報の把握

地方公共団体が保有するスポーツ施設の基本情報を収集・整理し、ストックの状況を記載する。

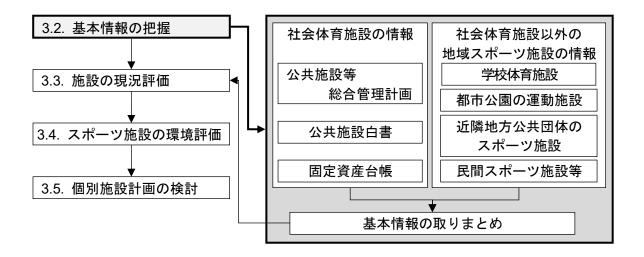


図 3-1 基本情報の把握の流れ

解説)

(基本情報)

- ・ 社会体育施設の基本情報の収集・整理に当たっては、表 3-1 に示す基本情報の項目 を参考とし、地方公共団体の実情に合わせて項目を設定する。
- ・ 公共施設等総合管理計画や公共施設白書,固定資産台帳等の既往資料により基本情報が整理されている場合は、それらの情報を活用するなど、関連する計画との間で 齟齬が発生しないよう、情報の整合を図る。
- ・ 基本情報が整理されていない場合は、施設管理者へのヒアリング等により必要な情報をできる限り収集する。
- ・ 基本情報は、施設単位で収集する。施設単位の設定は施設の状況に応じて個別に判断するものであるが、一般論として、建築物であれば1棟を1つの単位とし(複数の施設種別が含まれている場合も1つの単位とする)、同一敷地でも屋外の異なる施設種別が複数ある場合には、それぞれの施設種別を1つの単位として捉えることが想定される。

例えば施設を廃止する場合を想定すると、総合体育館は1つの建築物であり、総合体育館に含まれている特定の施設種別のみを残すことは考えにくいが、同一敷地内に多目的運動場とテニスコートがある場合は、どちらかのみを廃止することが考えられる。

表 3-1 基本情報の項目(例)

項目	細目(例)
施設名称	施設名称, 棟名称 (複数の建築物がある施設の場合に必要)
施設種別	施設種別(例:体育館、プール、グラウンド 等)
整備年	竣工年(年度),供用開始年(年度)
規模	階数,延床面積,建築面積
構造	構造の種類(RC 造/SRC 造/S 造 等)
競技数量及び附帯設備	競技可能な種目,面数,観覧収容人数 屋内/屋外,照明の有無 等
工事履歴	工事の内容,実施年(年度),費用,設計・建設会社名 等
運営形態	直営,委託,指定管理者制度,PFI,包括管理 等
その他の機能	地域防災計画上の位置づけ 等

(地域スポーツ施設の情報)

- ・ 社会体育施設の他に、関連情報として学校体育施設、都市公園内の運動施設、近隣地方公共団体のスポーツ施設、民間スポーツ施設等に関し、どのような施設があるか情報を収集する。
- ・ 学校体育施設や都市公園内の運動施設等,地方公共団体所管の施設については,表 3-1 の基本情報について可能な限り収集・整理する。学校体育施設に関しては教育委 員会にて管理している施設台帳を,都市公園内の運動施設に関しては都市公園台帳 及び公園長寿命化計画に整理している情報を入手して作成することができる。
- ・ 近隣地方公共団体のスポーツ施設や民間スポーツ施設については、施設管理者が運営するホームページの閲覧や施設管理者へのヒアリング等により、施設名称、施設種別、規模、競技数量等を可能な限り調査し、住所や連絡先を把握しておく。

施設	名称		整值	青年			規模						競	技数:	量及	び付	帯設備						工事履	歴			その他
施設名称		施設種別	竣工 (年 度)	供用 開始 (年 度)	地上階数	地下階数	延床 面積 (㎡)	建築面積(㎡)	構造	バレーボール	バドミントン	バスケット	財財	ソフトボール	ナニス	ゲートボール	(人) 観覧収容人数	屋内	屋外	照明	内容	実施年(年度)	費用(百万円)	設計会社		運営形態	防災計画上の
	本棟	体育館	1967	1967	3	1	1,693		RC	3	10	2	1	1	-	-	2,000	•	-	-	大規模	2000	500	O設計	P建設	Ale who date will	104 ## Tr
A体育館	倉庫		1967	1967	1	0	100		RC	-	-	-	-	-	-	-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	指定管理	避難所
B野球場	-	グラウンド	1965	1965	-	-	16,882		-	-	-	-	1	-	-	-	2,000	-	•	•	-	-	-	-	-	直営	一時避難場所
C水泳場	-	水泳場	1980	1980	2	-	7,512		RC	-	-	-	-	1	-	-	500	•	-	-	-	-	-	-	-	指定管理	-
D庭球場	-	庭球場	1985	1986	-	-	7,020		-	-	-	1	1	1	8	-	200	-	•	•	-	-	-	-	-	指定管理	-
E弓道場	-	武道場	1990	1990	1	-	444		W	-	-	-	-	-	-	-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	指定管理	-

図 3-2 基本情報の整理のアウトプットイメージ(参考)

3.3. 施設の現況評価

地方公共団体が保有する個々のスポーツ施設について、安心・安全・快適な利用 に必要となる施設の性能を把握するため、基礎情報を収集・整理し、その情報に基 づき、個別施設の方向性及び整備手法を検討し、その評価結果を取りまとめる。

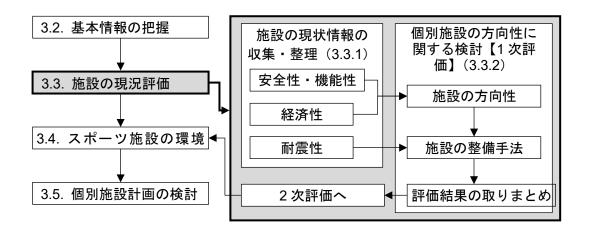


図 3-3 施設の現況評価の流れ

3.3.1. 施設の現状情報の収集・整理

施設の現状を明らかにするために、「安全性・機能性」「耐震性」「経済性」の分析に資する基礎情報を収集・整理する。

(1) 安全性・機能性に関する基礎情報

解説)

- ・ 「安全性・機能性」の分析のための基礎情報を収集し、それぞれの項目について劣 化状況(健全度状況)若しくは対策の実施状況等について整理する。
 - ① 安全性については、劣化状況が利用者若しくは第三者の安全に与える影響を把握する。この際、原則として専門技術者の意見を聞きながら、劣化状況を把握・評価することが望ましい。
 - ② 機能性については、施設機能(性能)を維持するために必要となる空間性能,室内環境性能等の劣化や運用に関連する問題及びバリアフリー対策,省エネ対策,災害対策等の状況を把握する。これら状況の把握は、施設管理者の日常的な保守点検時に実施する。
 - ③ 法令への適合状況については、建築基準法、消防法等に係る法定点検結果より 是正報告の有無及び是正実施の有無を把握することで判断することができる。
 - ④ 屋外スポーツ施設については、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成24

- 年 4 月国土交通省都市局公園緑地・景観課)に準じ、各施設の健全度に関する 基礎情報を把握する。
- ⑤ スポーツ施設の安全対策については、スポーツの場を安全な状態で提供していくため、スポーツ施設に係る事故例等を参考としながら、必要となる安全対策の実施状況に関する情報を把握する。

表 3-2 「安全性・機能性」に関する基礎情報の収集項目(例)

	項目	細目(例)
	経過年数	・竣工年からの経過年数
	躯体の安全性	・躯体の劣化状況(剝離、ひび割れ等の損傷)
安全性	外被性能	・屋根及び外壁等からの漏水の有無・屋根の劣化状況(勾配屋根材,防水材の劣化)・外壁材の劣化状況(剝離,落下の危険性の有無)
	空間性能(建築)	・室空間に関する問題(広さ,高さ等) ・内装の劣化状況(天井,壁,床,建具等)
機能性	室内環境性能 (電気・機械)	 ・室内環境(空調,衛生,音,光)の状況 ・附帯設備(トイレ,シャワー,更衣室等)の整備状況 ・設備機器,配管等の劣化状況 ・運用に関する問題(設備の管理,運転等)
	その他	・バリアフリー対応の状況(※1)・省エネ対策の状況(※2, ※3)・災害対策の状況(避難スペース, 備蓄, 防災設備, トイレ, シャワー, 更衣室等)
法令への適合状況		・建築基準法:特殊建築物等の定期調査報告 建築設備の定期調査報告 昇降機等の定期調査報告・消防法:消防用設備等点検の結果・電気事業法:自家用電気工作物の定期点検
屋外スポーツ施設の状況		 ・舗装の健全度(クレイ系,芝生,人工芝等) ・附帯施設の健全度(フェンス,スコアボード,ダグアウト,観覧席,外周壁等) ・附帯設備の健全度(照明,散水,排水等の設備) ・熱中症対策の状況(屋根,ひさし,木陰等の設置)

項目	3	細目(例)
スポーツ施設の安全対策	施設の安全対策	・屋内スポーツフロアーの状況(すべり転倒,床板割れ,床金物の緩み等) ・水泳プールの安全管理(飛び込み,溺水,排水口吸込事故等)(※4) ・屋外スポーツコートの状況(平たん性の維持) ・特定天井対策の状況(※5) ・AED等の設置状況
(※6)	用具・器具 の安全対策 (参考)	・落下防止対策の状況(吊り下げ・壁面固定バスケットゴール等) ・移動防止対策の状況(サッカーゴール等) ・強化,防振対策の状況
	安全管理の 体制 (参考)	・安全管理マニュアルの整備及び周知徹底 ・教育及び訓練の実施状況

※1:関連法令:「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)

※2: 関連法令: 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 (昭和54年6月22日法律第49号)

※3: 関連法令:「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年7月8 日法律第53号)

※4:参考指針:「プール安全標準指針」(平成19年3月策定 文部科学省・国土交通省) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm

※5: 関連法令: 「建築基準法施行令の一部を改正する政令」(平成 25 年政令第 217 号), 「特定天井及び特天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成 25 年国土 交通省告示第 771 号) 等が平成 26 年 4 月 1 日に施行

参考基準:「建築物の天井脱落対策に係る技術基準の解説」

(一般社団法人建築性能基準推進協会 http://www.seinokyo.jp/)

※6:「体育施設管理士養成講習会資料」

(公益財団法人 日本体育施設協会,独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

(2) 経済性に関する基礎情報

解説)

- ・ 経済性の分析のための基礎情報として、コスト (更新修繕費、運営維持管理費、光 熱水費・通信費)及び利用料金等の収入に関する情報を収集する。
- ・ 更新修繕費については、地方公共団体で策定している公共施設等総合管理計画や公 園施設長寿命化計画等での試算を参考とする。
- ・ 建築物のスポーツ施設の更新修繕費は、公共施設更新費用試算ソフト(総務省)を 用いて試算することが可能である。また、地方公共団体で独自の試算方法を用いて いる場合は、その方法を活用してもよい。
 - ※公共施設等更新費用試算ソフト: http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info
- ・ 屋外スポーツ施設については更新修繕費が試算されていない可能性があるため、都 市公園に類似施設がある場合は公園長寿命化計画策定時の検討内容をヒアリングす ること等も行いつつ、実態に合わせて試算する。
- ・ 大規模な施設の更新修繕費は、施設の特殊性を考慮し実態に合わせて試算する。
- ・ 運営維持管理費,光熱水費・通信費,利用料金等の収入に関する情報は,施設の所 管部局で管理しているデータから収集・整理する。

表 3-3 経済性に関する基礎情報の収集項目(例)

項目	細目(例)
更新修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	各種委託料 (清掃, 設備管理, 警備, 法定点検等), 指定管理料, PFI 運営管理料
光熱水費・通信費	電気,ガス,水道,下水道,通信
収入	スポーツ施設の利用料金,諸室等の利活用による収入,ネーミングライツ,広告収入等

(3) 耐震性に関する基礎情報

解説)

- スポーツ施設のうち建築物については、耐震性を把握する。
- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震促進法) により,不特定多数のものが利用する 1981 年以前の旧耐震基準で設計された建物のうち,特定の用途や一定規模以上のものを「特定建築物」とし,耐震性の確認と改修に関して努力義務が規定されているため,該当する建築物であるかを把握する。
- ・ 耐震診断が実施されている場合、その結果を把握する。耐震改修が必要と診断されている場合は、その後の耐震改修の実施の有無についても把握する。
- ・ 耐震改修促進計画を策定している地方公共団体については、耐震改修促進計画を基 に耐震化の実施状況を把握する。

表 3-4	「耐震性」	に関する基礎情報の収集	項目(例)

項目	細目(例)
適合する耐震基準	・1981 年以前の耐震基準(旧耐震基準)
耐震診断	・旧耐震基準による建築物である場合,診断の実施の有無 ・診断結果から耐震改修の必要性の有無
耐震改修	・耐震改修の実施の有無

(用語解説)

・ 耐震基準:建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981年(昭和56年)5月31日までの建築確認申請において適用された基準が「旧耐震基準」といい、これに対して1981年(昭和56年)5月31日の翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

(耐震診断及び耐震改修において適用される基準及び参考図書)

- 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(建設大臣官房官庁営繕部)
- 「官庁施設の総合耐震計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」(一般財団法人建築保全センター)
- ・ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説」(一般財団法人日本 建築防災協会)

3.3.2. 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討【1次評価】

収集した情報をもとに施設の現状を評価する。評価結果をもとに個々のスポーツ 施設の方向性及び整備手法を検討し、その結果を記載する。

解説)

- ・ 「安全性・機能性」,「経済性」,「耐震性」の評価結果から,図 3-4 のフローチャートに基づき,施設の方向性及び整備手法を検討する。
- ・ 「個別施設の方向性の検討【1次評価】」は、スポーツ施設の安心・安全な利用のために必要となる最小限の基礎情報に基づき、施設の方向性等を簡易的に検討するものである。この結果により、スポーツ施設のストック適正化計画として取りまとめてもよい。
- ・ ただし、これは簡易的な検討であり、この後に示す「スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】」を行い、個別施設計画を立案することが望ましい。
- ・ 特に施設の方向性が「改廃」対象となった施設の「再整備」若しくは「廃止」の検討は、「スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】」において行うことが望ましい。ただし、「個別施設の方向性に関する検討【1次評価】」において、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては「廃止」としてもよい。

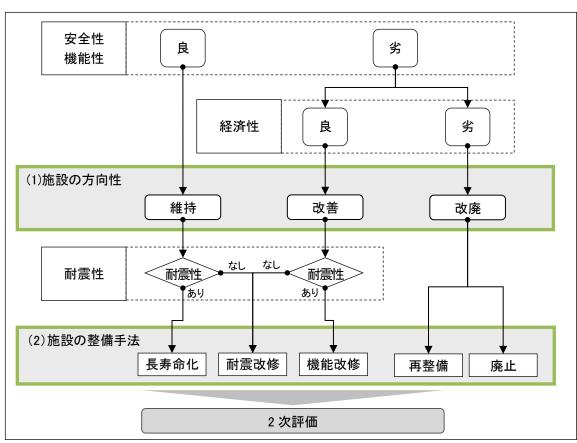


図 3-4 個別施設の方向性の検討(1次評価)のフロー

(1) 施設の方向性の検討

解説)

・ それぞれの施設に対して、「維持」「改善」「改廃」の施設の方向性を検討する。

(「安全性・機能性」の評価)

・ 「安全性・機能性」については、表 3-5 のような考え方に基づき「良」「劣」の評価 を行う。

表 3-5 「機能性・安全性」の評価の考え方

評価基準	評価
・全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 ・部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い(日常的な保守管理及び経過観察により対応)。 ・法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている(改善予定も含む)。 ・スポーツ施設の安全対策がなされている。	→良
 ・全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である。 ・劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である。 ・法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは重大な事故、施設の利用制限が想定される。 ・重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない。 	→ 劣

表 3-6 評価基準の参考事例

指標	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの。
В	・全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分につい定期的な観察が必要なもの。
С	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故にはつながらないが,利用し続けるためには部分的な 補修,若しくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化がある。 ・重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、 若しくは更新が必要とされる。

出典:「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課)

(「経済性」の評価)

- ・ 「安全性・機能性」の評価において「劣」と評価された施設について,「経済性」に 関する評価を行う。
- ・ 「経済性」の評価については、表 3-7 のような考え方に基づき、「良」「劣」の評価を行う。改善コスト(※1)、維持管理コスト(※2)、利用料金収入(※3)、等を総合的に評価し、施設の方向性について「改善」又は「改廃」を検討する。
- ・ 各費用の評価手法としては、例えば相対評価を行う方法や、財政面からかけられる 費用(目標値)に対して、実際にどの程度の費用がかかっているかの乖離を評価す る方法等が考えられる。
- ・ 収支バランスについては、施設の更新修繕や機能改修・耐震改修のみではなく、運 営維持管理方法の見直しにより改善される可能性もあるため、評価に当たっては留 意する必要がある。
- ※1: 改善コスト: 施設の機能改修や耐震改修に必要となる費用を指す。詳細なコスト算 出ができない場合,施設の現況評価が低い施設や,竣工年が古くこれまで大規模 改修等を実施していない施設は,改善コストが多いと評価できる。
- ※2:維持管理コスト:今後発生が見込まれる更新修繕費,運営管理費,光熱水費・通信費の費用を指す。
- ※3:利用料金収入:施設利用者から徴収する料金等を指す。

表 3-7 「経済性」評価の評価基準

評価基準	評価
・改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。 ・収入が多く、今後も施設利用が見込める。 ・維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の 運用面での見直しの可能性がある。	→ 良
・改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、 維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。 ・相対的、若しくは目標値に対して、著しく状況が悪い。	→ 劣

•

(2) 施設の整備手法の検討

解説)

・ 施設の方向性が「維持」又は「改善」となった施設(屋内施設)は、「耐震性」の評価を行い、施設の整備手法について検討を行う。

(「耐震性」の評価)

- 「耐震性」の評価手順は、図 3-5 に示すとおりとする。
- ・ 「設計時の耐震基準の確認」において、いつの耐震基準により設計されたかを確認 する。耐震基準は1981年(昭和56年)6月1日で変わるため、竣工日が近い場合 は、建築確認申請の審査済証の完了日付で確認を行う。

旧耐震基準で設計された建物は耐震診断の実施が必要であるため、その実施有無及 び耐震診断結果を確認する。

新耐震基準により設計された建物については、「耐震性」は問題なしと評価する。

- ・ 耐震診断の実施が必要であるが実施していない建物は、現時点では「耐震性」を判断できないため、問題ありと評価する。
- ・ 耐震診断を実施した建築物のうち、耐震改修の必要性がないと診断された建築物は、 「耐震性」に問題なしと評価する
- ・ 耐震改修が必要と診断された建築物のうち、耐震改修が未実施の建築物は、「耐震性」 に問題ありと評価し、耐震改修工事の実施後に「耐震性」に問題なしと評価を変更 する。

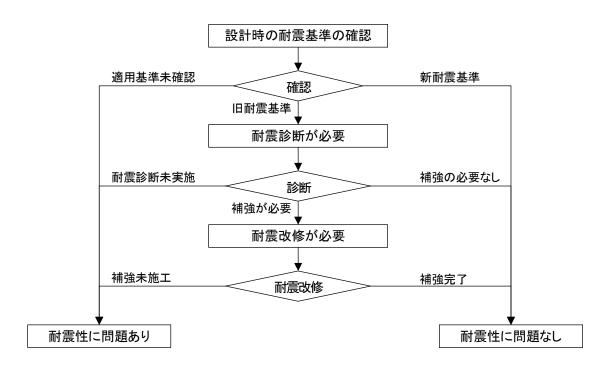


図 3-5 「耐震性」評価のフローチャート

(施設の整備手法)

表 3-8 施設の方向性及び整備手法の概要

方向性	整備手法	内容				
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い,現在の施設をより長く使用する。				
改善	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。				
	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。				
改廃	再整備(改築)	現状の施設を解体し、現地若しくは別の敷地に 新たに施設を整備する。				
	廃止	施設を解体・撤去する。				

- ・ 施設の方向性が「維持」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、長寿命化を図りながら計画的に保全を実施し、建築物を適切に維持する。
- ・ 施設の方向性が「改善」となった施設は、「耐震性」の評価を実施し、耐震性に問題がある場合は、「耐震改修」を実施する。耐震性に問題がない場合は、「機能改修」を 実施する。なお、「耐震改修」と合わせて、機能改修を実施することが効率的である 場合は、同時に実施しても良い。
- ・ 屋外施設等の建築物として取り扱われない施設は、「耐震化」の評価は実施しなくて よい。施設の方向性で「維持」となった施設の整備手法は「長寿命化」、「改善」とな った施設の整備手法は、「機能改修」とする。
- ・ 施設の方向性が「改廃」となった施設は、「再整備」若しくは「廃止」となるがこの 判断については、「スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】」を実施するこ とが望ましい。ただし、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては、 この評価で「廃止」と判断することは可能である。

(3) 評価結果の取りまとめ

解説)

・ 施設の現況評価を実施するに当たり、収集・整理された情報及び評価結果は、「スポーツ施設の現況調査シート」(図 3-2)によって施設ごとに取りまとめ、一元的に管理する。

基本情報				現況写真			
	施設名称	施設名称を記載					
施設	施設種別	施設種別(例:体育館、プール、グラウンド等)を記載					
	屋内外の別	屋外・屋内施設の別を記載					
	竣工年				年		
	供用開始年	1999 年			年	写真・備考	
建設	設計者	設計者を記載					
连収	施工会社	施工者を記載					
	運営形態	直営、委託、	指定管理委託	、PFI、包括管理	回括管理 等を記載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	その他						
	敷地面積			10, 000	m [*]		
	延床面積			10, 000	m [*]		
	建築面積	10, 000 m ²			m [*]		
	競技エリア面積	10, 000 m ²					
規模・構造	構造	構造の種別を記載				写真・備考	
	PH階	1 階			階		
	地上階	3 階			階		
	地下階	1 階					
	その他						
	競技種目・面数(1)		面	競技可能な	種目を記		
	競技種目・面数(2)		面	競技可能な	種目を記		
競技	競技種目・面数(3)		面	競技可能な	種目を記		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	競技種目·面数(4)		面	競技可能な	種目を記		
	競技種目·面数(5)		面	競技可能な	種目を記	写真・備考	
観覧	観覧席 (固定)			1, 000	席		
	観覧席(可動)	200 席			席		
その他の機能	照明設備	有無等記載					
	防災計画上の位置づけ	避難所、避難場所等の指定内容を記載			記載		
1							

施設の現況評価(1次評価)					
	項目		状況	判定	
	安全性	A	状況について概要を記載		
	機能性	В	状況について概要を記載		
安全性機能性	法令適合性	Α	状況について概要を記載	良/劣	
	屋外運動施設	В	状況について概要を記載	及/为	
	安全対策	Α	状況について概要を記載		
	その他		状況について概要を記載		
経済性	改善コスト	Α	状況について概要を記載		
	維持管理コスト	A	状況について概要を記載	良/劣	
	収入	Α	状況について概要を記載	及/为	
	その他		状況について概要を記載		
耐震性	耐震基準	新/旧	状況について概要を記載		
	耐震診断の実施	未/済	状況について概要を記載	有/無	
	耐震改修の実施	未/済	状況について概要を記載	有/無	
	その他		状況について概要を記載		

施設の方向性	維持 改善 改廃	整備手法	長寿命化 耐震改修・機能改修 再整備・廃止
2次評価の必要性		有/無	

その他特記事項			

図 3-6 スポーツ施設の現況調査シート(参考)

3.4. スポーツ施設の環境評価

地方公共団体のスポーツ施設全体の方針に基づき、施設の現況評価に加え、スポーツ施設の提供・利用等の視点から評価を行い、個別施設の基本方針を定める。

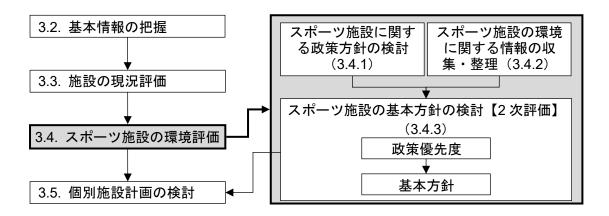


図 3-7 スポーツ施設の環境評価の流れ

3.4.1. スポーツ施設に関する政策方針の検討

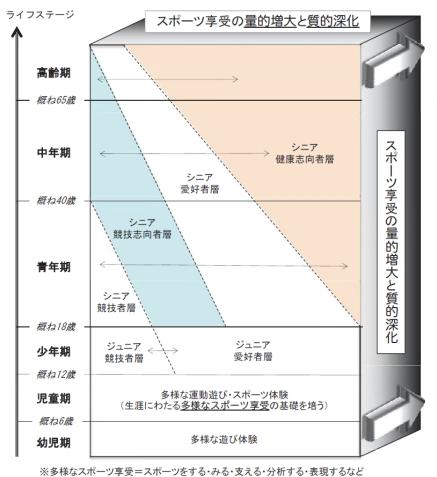
地方公共団体が保有するスポーツ施設全体の総合的な考え方や方針について検討し、その結果を記載する。

解説)

- ・総合計画や地方スポーツ推進計画、公共施設等総合管理計画等の地方公共団体が定める上位・関連計画に基づくとともに、人口動態(人口増減や年齢別人口の推移)、各種競技の取組状況、地方財政の状況等を踏まえ、地方公共団体としてのスポーツ施設全体の更新・運営維持管理等の政策・施策の方向性や方針を検討し定める。
- ・ この際,「スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方」を十分考慮し,「② 目的に応じて施設の規模や仕様が異なる」ことを踏まえた施設の機能分担も勘案して,総合的に検討することが必要である。日本体育協会が作成している「スポーツ立国の実現」に向けた多様なスポーツ享受モデル(図 3-8)や,都市公園の配置の考え方(図 3-9)のように地区ごとに施設配置を考える方法等を参考にしつつ,地域における人口構成を踏まえて地域ごとに求められるスポーツのニーズを検証し,必要な施設を設定する方法等が考えられる。
- ・ また、社会体育施設以外の地域スポーツ施設(学校教育施設、都市公園の運動施設等)、近隣の地方公共団体が保有するスポーツ施設、大学スポーツ施設及び民間スポーツ施設との相互連携を考慮することが必要である。
- ・2次評価では、1次評価における施設単位での把握と合わせて、施設種別を単位とした検討が必要になる。この場合、体育・スポーツ施設現況調査における施設種別をもとに、特に、多くの地方公共団体が保有する施設について、形態や機能等を踏まえて表 3-9 のように設定することが考えられる。ただし、検討に当たっては、保有するスポーツ施設の数量や傾向を踏まえ、体育・スポーツ施設現況調査における施設種別を単独でストック適正化における施設種別として扱ったり、新たな種別を追加したりして差し支えない。

表 3-9 ストック適正化における施設種別の設定例

ストック適正化に おける施設種別	スポーツ体育施設現況調査における施設種別
グラウンド等	多目的運動広場, 野球場・ソフトボール場, ゲートボール・クロッ
	ケー場,球技場
体育館	体育館
武道場	武道場,柔剣道場,柔道場,剣道場
水泳プール	水泳プール(屋外・屋内)
陸上競技場	陸上競技場
トレーニング場	トレーニング場
庭球場	庭球場 (屋外・屋内)



「スポーツ立国の実現」に向けた多様なスポーツ享受モデル 図 3-8

[※]量的増大=多様なスポーツ享受のための時間(機会)・空間(場所)・仲間の増大

[※]質的深化=スポーツ実践の個人的・社会的価値の高まりと実践内容の質的な深まり

[※]グラデーション(濃淡)=スポーツ享受の量的な増大と質的な深化の度合い

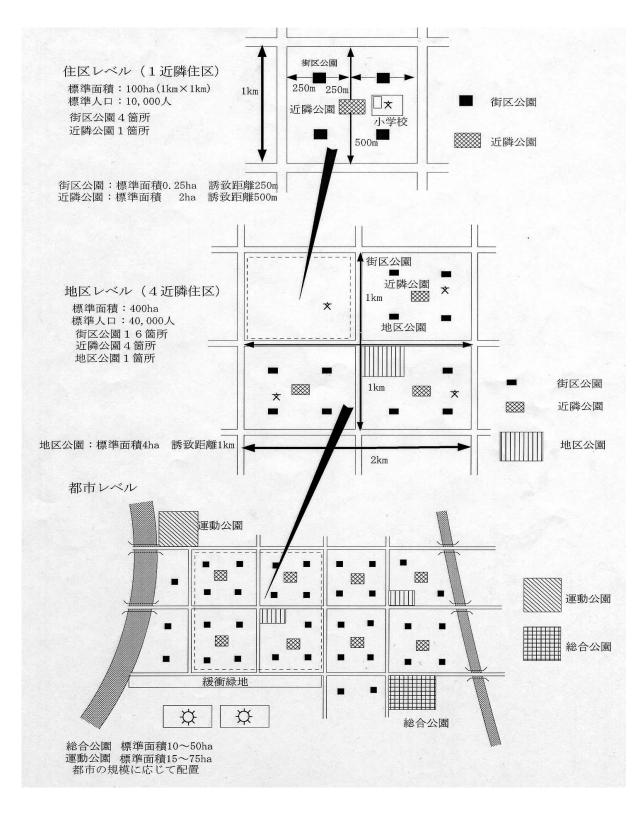


図 3-9 都市公園の配置の考え方

3.4.2. スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理

地方公共団体が保有するスポーツ施設の環境に関する情報を収集・整理し、その 結果を記載する。

解説)

・ スポーツ施設の環境を明らかにするために、表 3-10 を参考とし、2 次評価に必要となる情報について、スポーツ施設の利用・運営の側面から収集・整理する。

表 3-10 スポーツ施設の環境に関する情報(例)

項目	細目 (例)	活用先
利用状況	利用人数,稼働率	
ニーズ	スポーツ環境に対する利用者・利用団体等の ニーズ・満足度 性別,年齢及び障害の有無等の利用の特性に 配慮した利用者ニーズや施設を利用してい ない住民等のニーズ	
競技種別	地域におけるスポーツの実施状況 スポーツ施設の特殊性や希少性	政策優先度の検討
整備目的基準適合	施設の整備目的 施設で開催可能な大会基準等(全国大会,地 方大会,中高の大会等)	
防災	地域防災計画上の位置づけ(避難所,避難場所,防災拠点等の指定)	
利用圏域	スポーツ施設の誘致圏の状況	政策優先度の検討 個別施設計画におけ
施設分布	スポーツ施設の競技種別の地域別分布	る総量コントロール や施設不足の解消の 検討

(利用状況)

- ・ 延べ利用者数を日常的に把握する。団体利用の場合であっても,延べ利用者数を把握する必要がある。政策優先度の検討に当たっては,延べ利用者一人当たり維持管理費を算出し指標として用いてもよい。また,利用者の固定化等の実態を把握するために,実利用者数も併せて把握する。
- ・ 延べ利用者数及び実利用者数については、地域で求められているスポーツ環境を各 施設が提供できているか検証できるよう、できる限り性別、年代、居住地域、障害

の有無等,利用者属性を把握する。

・ 施設の稼働率を把握する。稼働率は利用可能枠数を分母、利用枠数を分子とするなど、細かく把握する必要がある。個人でチケットを購入して利用するような水泳プールや陸上競技場等の個人利用時間については、稼働率による評価ではなく延べ利用者数で評価する必要がある。

(ニーズ)

- ・ 利用者,利用団体を対象に、スポーツ環境に対するニーズや満足度を利用者アンケート調査等により収集・整理する。
- ・ 性別, 年齢及び障害の有無等の利用の特性に配慮した利用者ニーズについては, 属性を踏まえて個別に収集・整理する。また, 現在の施設利用者のニーズのみでなく, 施設を利用していない住民等のニーズの把握にも留意する必要がある。

(競技種別)

- ・ 「3.4.1 スポーツ施設に関する政策方針の検討」で策定した方針を踏まえ、地方公共団体におけるスポーツの実施状況等から、重点的にスポーツ環境を整備すべき競技種別があるかどうか記載する。
- ・ また, 所管する施設が圏域で1箇所しかないなど, 特殊性や希少性の有無について 記載する。

(整備目的/基準適合)

- ・ 施設の整備目的について、施設ごとに利用実態も踏まえつつ、一定規模以上の大会等を開催する施設か、地域住民が日頃の運動のために利用する施設か(若しくはプロ興行を中心とした観るための施設か)等について検討する。
- ・ 大会等を開催する施設については、各施設で実施可能な大会について、競技団体の 定める基準との適合や開催実績を踏まえて収集・整理する。

(防災)

- ・ 地方公共団体で定めた地域防災計画に基づき,各施設が発災時にどのような役割を 果たす必要があるのか,避難所,避難場所,防災拠点等の指定の状況について把握 する。
- ・ これらの指定の状況に応じて、現在の施設が要求される防災機能を果たせる施設・ 設備等を有しているのかについて防災部局と協議を行い、今後整備が必要な施設・ 設備等について確認を行う。

(利用圏域)

・ 利用状況において把握することとした利用者の居住地域に加え、施設利用時の記帳 や利用者アンケート調査等により、移動距離や移動手段等を収集・整理し、各施設 の誘致圏や利用実態を把握する。なお、調査が過大になる場合には一定期間を定めてサンプリング調査としてもよいが、代表性が担保できる十分なサンプルを取得することに留意することが必要である。

(施設分布)

・ 地方公共団体内の各地区のスポーツ施設の分布状況を把握する。競技種別ごとに、 利用可能な施設の過不足状況を整理する。

3.4.3. スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】

3.4.2 で収集した情報をもとにスポーツ環境を評価する。施設の方向性 (1 次評価) にスポーツ環境の評価結果を加えて基本方針を検討し、その結果を記載する。

解説)

(基本方針の概要)

・ スポーツ環境に関する情報に基づき、施設ごとに基本方針を定める。

基本方針	内容
(スポーツ施設としての) 機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持 管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施 設ごとに検討する。老朽化が激しいものについては建替 再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について, 廃止や転用の時期, 方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合,利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

表 3-11 基本方針の概要

(基本方針の検討の流れ)

・ 「施設の方向(1次評価結果)」に、政策優先度を加味して、基本方針を検討する流 れを図 3-10に示す。

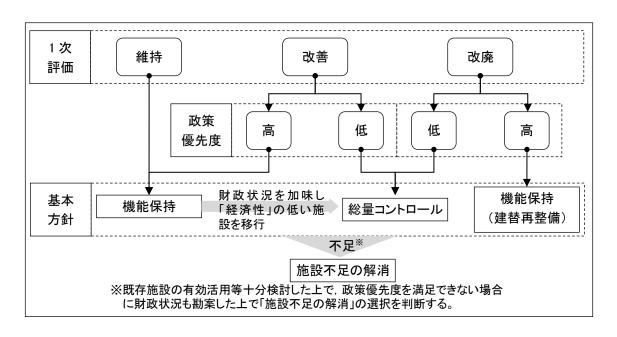


図 3-10 スポーツ施設の基本方針の検討(2次評価)のフロー

(政策優先度の検討)

- ・ 基本方針の検討に当って、「政策優先度」を評価する(表 3-12)。
- ・ 政策優先度については、「利用状況」や「ニーズ」により定量的に評価することも可能であるが、できる限りスポーツに関する全体方針とスポーツ環境に関する情報に基づき、総合的に検討することが望ましい。

表 3-12 政策優先度の評価基準

評価基準(例)	評価
 ・施設利用が多い。 ・現在の施設利用者の満足度が高い。 ・運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。 ・障害者スポーツが盛んに行われている。 ・圏域にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。 ・整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定されており、代替できる施設がない。 	→ 高
 ・施設利用が少ない。 ・現在の施設利用者の満足度が低い。 ・特定の団体が利用し、実利用者が少ない。 ・周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。 ・整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。 ・学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定されていない。若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。 	→低

(基本方針の検討)

- ・ 1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とする。
- ・ 1次評価が「改善」若しくは「改廃」となった施設は、政策優先度の評価を行う。
- ・ 1 次評価が「改善」で、政策優先度が「高」の施設は、基本方針を「機能保持」とし、 引き続きスポーツ施設として使用していく施設とする。政策優先度が「低」の施設 は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設と する。
- ・ 1 次評価が「改廃」で、政策優先度が「高」の施設については、施設の状態が悪く、 改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持(建替再整備)」とする。政策優先度が「低」の施設については、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とする。

・ なお、基本方針を「機能保持」とした施設であっても、地方公共団体の財政状況により、維持可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することができる。

3.5. 個別施設計画の検討

スポーツ施設の基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法及び今後の行動計画を検討し、個別施設計画として取りまとめる。

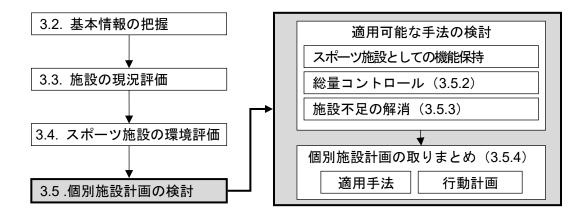


図 3-11 個別施設計画の検討の流れ

- ・ 「スポーツ施設の基本方針の検討【2 次評価】」に基づき、1 次評価と政策優先度を 2 軸とするマトリクスに整理すると図 3-12 に示すとおりとなる。なお、このマトリ クスは、施設種別ごとに作成する。
- ・ このマトリクスを踏まえ、施設単位ごとに適用可能な手法を検討する。1 つの施設 単位に複数の施設種別が含まれる場合には、各マトリクスを総合的に検証し、適用 手法を検討する。
- ・表 3-10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づいて、スポーツ施設の特徴や偏りといった地域性を加味した上で、「総量コントロール」や「施設不足の解消」における 適用可能な手法の検討を行う。
- ・ 各施設について,適用手法の留意事項を踏まえて実施内容と実施時期を検討し,行動計画(アクションプラン)を作成する。

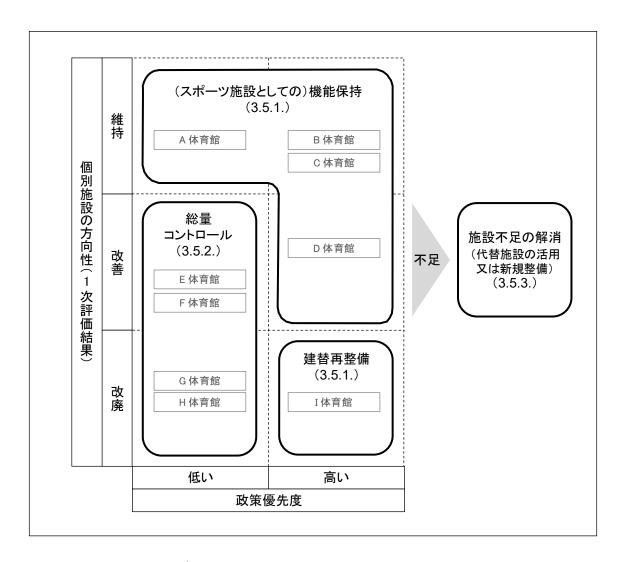


図 3-12 スポーツ施設の基本方針(2次評価)のマトリクス

3.5.1. スポーツ施設としての機能保持

- ・ 「(スポーツ施設としての)機能保持」における適用手法の考え方を図 3-13 及び表 3-13 に示す。
- ・ 「長寿命化」「機能改修」「耐震改修」は、施設の方向性(1次評価)の結果に基づき 選択する。
- 1 次評価の結果から「改廃」となった施設のうち、政策優先度が高い施設については、「建替再整備」とすることができる。

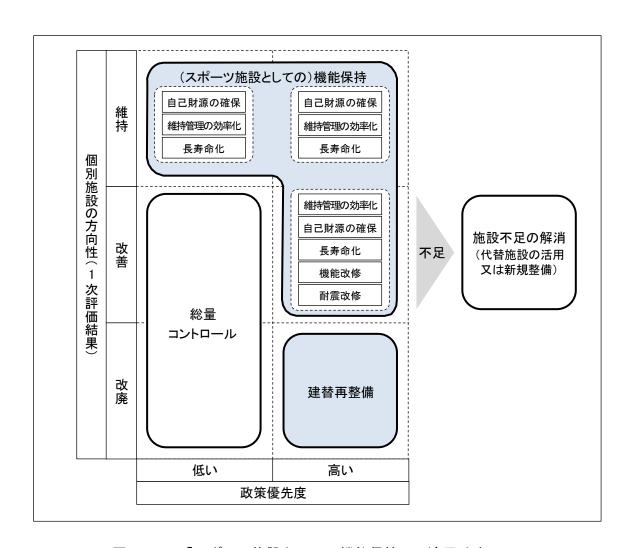


図 3-13 「スポーツ施設としての機能保持」の適用手法

表 3-13 「機能保持」の適用手法

手法	内容	解説				
財源の確保	地方公共団体の財源以外での財源確保する。	・民間のノウハウが最大限発揮されるような自由度の高い指定管理制度・コンセッションを導入し、施設の収益性を高め、その収益を投資して施設の維持管理や機能更新を図る。 ・施設の利用料金の見直しや、施設の維持管理に充当する寄附や基金の設置等を行う。				
維持管理の効率化	効率的な運営方法や管 理方法を取り入れる。	・指定管理者や包括管理委託等により、民間のノウハウによる効率的な管理運営を図る。 ・予約システムや窓口業務のIT化,施設管理のIT化による光熱水費等の削減を図る。				
長寿命化(計画的保全)	建物の耐用年数を定め、 その期間適切な施設の 保全が行われるよう計 画的な対応を行う。	・保全計画の策定等により保全に関する業務の効率化を図る。 ・事故等の施設に起因するリスクを回避する(予防保全)。 ・保全コストの平準化により、計画的・効率的な保全を実現し、ライフサイクルコスト(LCC)の削減を図る。				
機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う。	・施設の構造体、仕上げ、設備等の経年劣化に対応した改修を行う。 ・設備システムや附帯設備(トイレ、シャワー、更衣室等)等の陳腐化、利用者ニーズの変化への対応等、社会的劣化へ対応するための改修を行う。 ・改修に当たっては施設の運営者のニーズを十分に把握し、利用者数や利用料金等による収入の増加を想定した適切な投資を行う。				
耐震改修	建物の耐震性を確保す るために改修を行う。	・現行の耐震基準に対する耐震性能を 満たしていない施設について,耐震 改修を行う。				

手法	内容	解説
建替再整備	同等の機能を有する施設を整備する。	 ・老朽化が進んでいるが政策優先度の高い施設については、建替再整備を行う。 ・この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、将来の人口や財政見通しを踏まえランニングコストを想定した持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

3.5.2. 総量コントロール

- ・ 「総量コントロール」における適用手法の考え方を図 3-14 及び表 3-14 に示す。
- ・ 個別施設の方向性が「改善」となった施設について、表 3-10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」(必要性やニーズ等)を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに「廃止」とする。

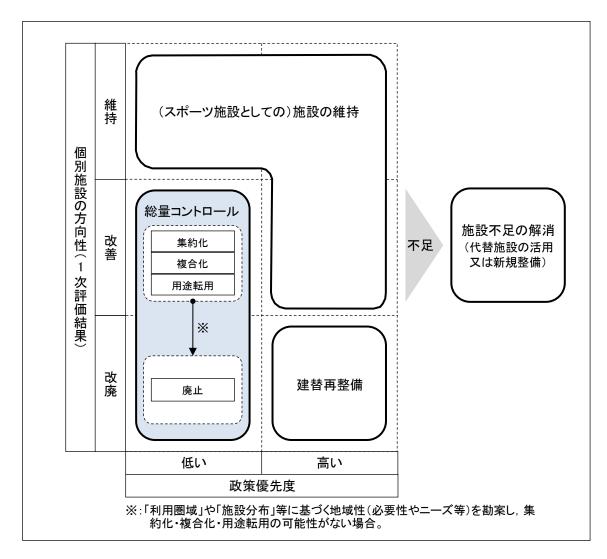


図 3-14 「総量コントロール」の適用手法

表 3-14 「総量コントロール」の適用手法

手法	内容	解説
集約化	既存の同種の施設を統合する。	・同種の施設があり、利用状況や立地を踏まえて、一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができる等、集約化の可能性がある場合には積極的に集約化を図る。 ・将来の維持管理の財源確保が難しい場合には、同種の施設の集約化を図りつつ、集約化した施設の運営改善や機能更新により、スポーツ環境の質の低下を最小限にするよう配慮する。
複合化	スポーツ施設以外 の施設の機能を有した施設と複合化する。	 ・文教施設等,周辺の公共施設の改築などとあわせて、複合化を図る。 ・スポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設になるため、複合する施設の事業所管部局や財政部局等と調整する。 ・複合化に際しても、集約化や建替再整備と同様に、スポーツ環境の質の確保や将来にわたって適切なストックとなるよう計画する視点が重要である。
用途転用	施設を改修し、他 の施設として利用 する。	・スポーツ施設として維持していく優先度が著し く低く、改修しても利用の見込みが低い場合等 で、周辺でスポーツ以外の機能が強く要請されて いる場合には、用途転用を検討する。 ・転用用途の所管部局や財政部局等と調整する。
廃止	施設を解体・撤去する。	・スポーツ施設として維持していく優先度が著し く低く,改修しても利用の見込みが低い場合等 で,用途転用の必要性もない場合には,廃止を検 討する。

3.5.3. 施設不足の解消

- ・ 「施設不足の解消」における適用手法の考え方を図 3-15 及び表 3-15 に示す。
- ・表 3-10 の「利用圏域」や「施設分布」等に基づく「地域性」を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は、「新規整備」を検討する。

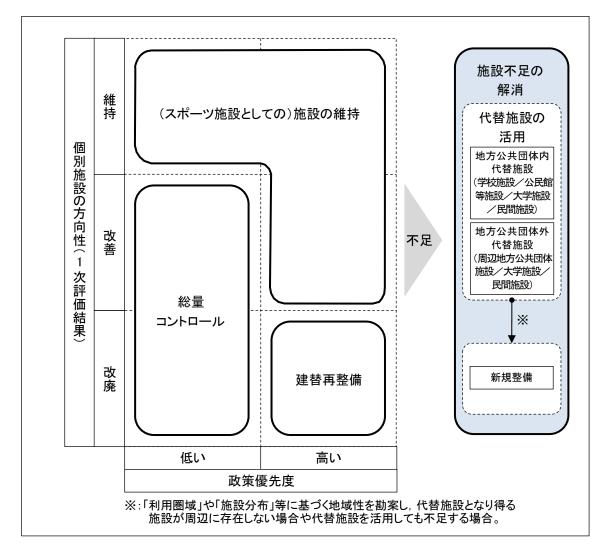


図 3-15 「施設の不足の解消」の適用手法

表 3-15 「施設不足の解消」の適用手法

手法	内容	解説
地方公共団体内の代替施設の活用	地方公共団体内の学 校体育施設や公民活用 できる施設,大学 できる施設,大学 に活用のスポーツ に活用する。	 ・不足しているスポーツ施設の種別,種目,規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設がどこにあるかを確認する。 ・学校体育施設を社会体育施設として管理を外部化し,授業や部活動の利用を優先したうえで,一般利用に開放する等,学校開放を最大限活用する。 ・公民館などをスポーツ環境として活用するには,施設の所管部局と調整の上,情報の一元化や予約システムの一体化等により利用を促進する等が考えられる。 ・民間のスポーツ施設を代替施設として活用する場合は,民間施設の管理者と調整する。例えば,施設の維持管理経費と比較して,民間施設の利用促進を行った方が効率的である場合などは,利用券の配布等を行うことも考えられる。
地 方 公 共 団体外の 代 替 施 設 の活用	隣接する地方公共団 体の施設や民間施設 を,一般市民のスポ ーツ施設の環境とし て活用する。	 ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設がどこにあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の管理者と調整する。 ・近隣の地方公共団体が所有・運営するスポーツ施設の基本情報を共有し、広域的に連携してスポーツ施設を活用する方策を検討する。例えば、協定の締結や市民利用料金の相互適用等が考えられる。
新規整備	新たに施設を整備する。	 ・不足しているスポーツ施設の種類、規模等を確認し、既存施設や代替施設の活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである場合には、新規整備を検討する。 ・この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、ランニングコストを想定し将来の人口や財政見通しを踏まえた持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

3.5.4. 個別施設計画の取りまとめ

解説)

・ 個別施設毎に適用可能な手法を検討するとともに、今後の施設の運用、維持管理、整備に関する行動計画を作成し、個別施設計画として取りまとめる。

施設名	基本方針	適用手法	具体的な実施内容	スケジュール									
NEDX 10	BERT ETTOS	旭用于丛	共体的な大肥的社	2018 (H30)	2019 (H31)	2020(H32)	2021 (H33)	2022(H34)	2023 (H35)	2024(H36)	2025(H37)	2026 (H38)	2017(H39)
A体育館	機能保持	長寿命化	・定期的な点検を実施し、不具合箇 所がある場合は早急な対応を行う。				定期的な点検の実施						
a ###	to be 10 to	長寿命化	・定期的な点検を実施し、不具合箇	定期的な点検の実施									
C体育館	機能保持	自己財源の確保	所がある場合は早急な対応を行う。 ・利用料金の見直しを行う。	利用料金の	検討·調整	新料金適用							
D体育館	機能保持	機能改修	・内外装、床等の劣化の改修を行う。 ・ユニバーサルデザインに基づくトイレや更衣室の整備を行う。	仕様の検討	設計	工事							
E体育館	総量コントロール	集約化	・近隣で老朽化が進んだF体育館を 集約化する。		集約計画	住民・利用者	との合意形成						
G体育館	総量コントロール	廃止	・行政サービスを停止し、施設を解体する。			廃止計画	住民·利用者。	上の合意形成	解体工事				
I体育館	建替再整備	建替再整備	・同地で建替えを行う。 ・再整備にあたって、機能の検討等 を行う	再整備方針の	検討 住民等	との合意形成	設	計 解体工事	I	*			
X小学校体育館	施設不足の解消	地方公共団体内代 替施設	・夜間および土日の施設利用を一 般開放する。	所管部署との	供用開始								
〇〇市Z体育館	施設不足の解消	地方公共団体外代 替施設	・隣接する〇〇市の体育館を〇〇市民と同条件で利用できるようにする。	調整・協	定締結	利用開始							

図 3-16 個別施設計画の作成イメージ

3.6. 計画の実施方法

3.6.1. フォローアップの実施方針

スポーツ施設のストック適正化計画を推進するためのフォローアップの実施方針を記載する。

解説)

- 計画の実施状況等について評価を行い、必要に応じて計画を改定するスケジュール 等を検討する。
- ・ PDCA サイクルの各段階でどのような確認を行うのかを記載する。
- ・ 進捗評価に当たっては、KPI(重要業績評価指標)を設定するなど定量的な目標や事業実施状況を把握するとともに、住民意向の把握に基づいて評価を行っていくことが望ましい。

3.6.2. 推進 取組体制

スポーツ施設のストック適正化計画を推進する組織や組織の横断的な調整を行う 会議体等の体制について記載する。

- ・ 本計画の推進に当たって中心となる部局を決定する。
- ・ スポーツ施設は複数の所管部署にまたがる場合が多いため、組織横断的な情報共有 や協議・調整を行う会議体を組織する。現行の会議体で担うことができる場合は、 それらを活用する。
- ・ また、スポーツ振興に携わる公益団体、体育協会、指導者、民間事業者、住民(公募等)等も交えた議論の場の設置等を検討する。

3.6.3. 情報の見える化

スポーツ施設のストック適正化計画において把握する情報の公開方針を記載する。

解説)

- ・ 1次評価,2次評価における検討事項は原則としてすべて公開すべきであり、情報の公開に関する時期・頻度や方針について記載する。
- ・ スポーツ施設の状況や経費,利用者数等について積極的な情報公開を行うことは, 民間事業者から新しい提案が得られる,別の地方公共団体の管理する施設との比較 が可能となるなど,スポーツ施設の有効活用や持続的なスポーツ環境の確保に寄与 することを認識する必要がある。
- ・ なお、「「経済財政運営と改革の基本方針2016~600兆円経済への道筋」(骨太方針)」では、文教施設について、「公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。」との要請が行われているところである。

3.6.4. 施設利用者や住民との情報共有・合意形成の推進

個別施設計画の実行に当たっての施設利用者や住民に対する情報共有・合意形成の方針について記載する。

- ・ 個別施設計画の実施に当たっては、施設利用者や住民への影響があるため、情報共 有や合意形成の方針について検討する。
- ・ 地方公共団体のホームページや広報紙等により各種情報を公表する他,計画策定時 や実行時にパブリックコメントの実施,住民説明会やワークショップ等の開催によ り,市民意見の把握や合意形成に努める。